特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
2	児童福祉法(給付費、保育の実施等)に関する事務 項目評価書	基礎

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

琴浦町は、児童福祉法(給付費、保育の実施等)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱にあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

琴浦町長

公表日

平成27年3月17日

[平成26年4月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務				
①事務の名称	児童福祉法(障害児通所給付費の支給、保育の実施等)に関する事務				
②事務の概要	児童福祉法に基づき、障害児通所給付費の支給、肢体不自由児通所医療費の支給、障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービス(介護給付費)の支給、保育所の入退所等に関して、必要な範囲で個人情報を収集し、給付費の支給、費用の徴収を行う。 児童福祉法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談給付費等に関しての受付、審査、支給②障害福祉サービス(介護給付費)の受付、審査、支給③保育所の入退所、保育料の徴収等の管理 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供				
	ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。				
③システムの名称	子ども・子育て支援、G-trust、統合宛名システム、中間サーバー				
2. 特定個人情報ファイル	名				
保育料ファイル、統合宛名フ	アイル				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番8				
4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢>(選択肢>1)実施する2)実施しない3)未定				
②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二項番9、10、11、12、15				
5. 評価実施機関におけ	る担当部 署				
①部署	子育て健康課、福祉あんしん課				
②所属長	子育て健康課長、福祉あんしん課長				
6. 他の評価実施機関					
なし					
7. 特定個人情報の開示	•訂正•利用停止請求				
請求先	琴浦町総務課 〒689-2392 鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万591-2 TEL:0858-52-2111				
8 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ				

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 琴浦町総務課 〒689-2392 鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万591-2 TEL:0858-52-2111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		平成	27年3月5日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		平成27年3月5日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月12日	5. 評価実施機関における担当部署	町民生活課、福祉課	子育て健康課、福祉あんしん課	事後	
T-+00-F0-F10-F		町民生活課長、福祉課長	子育て健康課長、福祉あんしん課長	事後	